

消費者支援機構福岡発 2014-341 号
2015 年 2 月 26 日

株式会社 T D A

代表取締役 近藤 宏和 様

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 朝 見 行 弘
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 5 番 1 号博多大博通ビルディング 8 階
TEL 092-432-2330 / FAX 092-432-2340

(本件に関するお問い合わせ先)
〒810-0074 福岡市中央区大手門 1 丁目 7 番 20 号
第一簀子ビル 202 大手門法律事務所
担当者 弁護士 松本 圭司
TEL 092-791-7674 / FAX 092-791-7675

株式会社 T D A の調査依頼契約等に関する申入れ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当機構は、2012 年 11 月 13 日付にて、消費者契約法第 2 条第 4 項において定められた適格消費者団体としての認定を受けました。現在は、消費者契約法第 12 条以下の差止請求権の行使も視野におきながら、消費者の権利確立を目指す各種活動を続けております。国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展のため、引き続き、当機構の活動にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、当機構は、貴社で使用されている「調査依頼契約書」等の契約条項についての検討を行った結果、消費者契約法、民法等に照らし、不適当と思われる点があるものと判断いたしました。よって、当機構としては、貴社に対し、下記のとおり、本件契約書につき当該条項を修正又は削除するなどの対応を講じていただくよう申入れを行うことになりました。つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2015 年 3 月 30 日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。また、本申入れにおいて指摘のない条項につき、当機構において、当該条項が正当である旨承認する趣旨ではありませんので、その点についてもご留意ください。

敬具

記

1. 成功報酬の定めについて

(申入れの趣旨)

貴社「重要事項説明書並びに契約事項（以下「本件契約事項」といいます。）」第5条(2)の成功報酬が発生する要件を明確かつ具体的に書面に記載する欄を貴社「調査依頼申込書並びに委任契約書（以下「本件契約書」といいます。）」に設定するように求めます。

(申入れの理由)

本件規定を受けた本件契約書には、成功報酬発生の根拠となる具体的な条件を記載する欄はありません。

「消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮す」べきとした消費者契約法第3条に鑑み、消費者が契約に際して成功報酬が発生する要件を明確かつ具体的に書面に記載する欄を本件契約書に設定するべきと考えます。

2. 調査料金の増額について

(申入れの趣旨)

本件契約事項第5条(7)の「調査料金の改正を行います。」との規定を「調査料金の変更について協議します。」と変更するよう求めます。

(申入れの理由)

本件契約事項第5条(7)は「見積料金と異なる場合が生じた場合は、予め当社より委任者へ連絡の上、調査料金の改正を行います。」と規定していますが、見積料金の金額の範囲内で調査を行うことが約束されていたはずであり、連絡をするだけで調査料金を増額できるとすることは不当です。調査金額という契約内容に変更がある場合には、新たな合意が必要ですから事前の連絡のみで増額が出来るとするこの条項は著しく不当です。

そこで、本件規定は、報酬金額を増額できると定めている点で、消費者契約法第10条に定める「消費者の権利を制限」する「消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」と考えます。

3. 解約手数料について

(申入れの趣旨)

- (1) 本件契約事項第6条第1項(1)及び貴社「重要事項説明書（以下「本件重要事項説明書」といいます。）」第7条第1項(1)において支払うべき額を経費のみに限るよう改めることを求めます。
- (2) 本件契約事項第6条第1項(2)及び本件重要事項説明書第7条第1項(2)において支払うべき額が消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害の額」とどまるよう改めることを求めます。

(申入れの理由)

- (1) 本件契約事項第6条第1項(1)及び本件重要事項説明書第7条第1項(1)規定の「調査着手前」及び「手数料」という概念が不明確であり、契約者にはどのような場面でいくらの金額を解約

手数料として支払うのか不明です。

そもそも、契約解除の際の原状回復義務及び損害賠償請求の範囲は民法により規定されていて、委任事務に必要な費用の請求権（民法第 650 条）も規定されています。

そこで、「消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮す」べきとした消費者契約法第 3 条に鑑み、「手数料」という不明な文言を削除するとともに、民法第 650 条の規定に則った規定に変更すべきと考えます。

(2) 本件契約事項第 6 条第 1 項(2)及び本件重要事項説明書第 7 条第 1 項(2)は、「調査着手後である場合、理由の如何に関わらず本契約料金全額を委任者は当社に直ちに支払う事とします。調査中途の場合に限り成功報酬の支払いは省くものとします。」と規定していますが、貴社のこの規定については消費者契約法第 9 条第 1 項に定める平均的損害を超えているとして、消費者契約法第 9 条第 1 項違反と裁判で判断されています（福岡地方裁判所八女支部平成 24 年 5 月 17 日判決）。

そこで、本件各規定において支払うべき額が消費者契約法第 9 条第 1 号の「平均的な損害の額」にとどまるよう改めることを求めます。

4. 損害賠償責任を免除する条項について

(申入れの趣旨)

本件契約事項第 11 条(3)の規定の削除を求めます。

(申入れの理由)

消費者契約法第 8 条第 1 項は、事業者の消費者に対する損害賠償責任を免除する条項を無効と定めており、第 1 号においては債務不履行による損害の全部を免除する条項、第 3 号では債務の履行に際しての不法行為による損害の全部を免除する条項、について定めています。例えば、事業者である探偵業者が、調査を行わなかったことにより依頼者に損害を与えてしまう場合や、調査中の違法行為により依頼者に損害を与えた場合にも探偵業者が責任を負わないとする規定は無効とされており、本件条項がこれにあたります。

そこで、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づき、本件規定を削除することを求める次第です。

5. クーリング・オフについて

(申入れの趣旨)

特定商取引法に定めるクーリング・オフの規定を加えてください。

(申入れの理由)

特定商取引法に定めるクーリング・オフ制度は、法定の契約内容を記載した書面を消費者に交付することを事業者が義務づけることによって、確実に消費者がクーリング・オフを利用できることを知らしめる制度です（特定商取引法第 4 条・第 5 条等）。そもそもクーリング・オフの法定書面を交付して説明をしなければ消費者はクーリング・オフの行使ができず著しい不利益を被ります。また、事業者が交付の事実を証明できない場合には消費者はいつまでもクーリング・オフを行使できることとなりますので、事業者にとっても不利益となります。

そこで、消費者契約法第3条第1項に「消費者契約の締結について勧誘するに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない」と定められることから、消費者にクーリング・オフ制度の告知をする規定を加えるよう求めます。

以上

(別紙：改定対象条項)

・「重要事項説明書並びに契約事項」(本件契約事項)

第5条(2)

成功報酬については、調査業務内容の難易度により発生致しますが、具体的には委任者と当社間において十分な協議検討を行った上で、定めることとし調査依頼申込契約書にその旨記載する事とします。

第5条(7)

調査内容の変更や調整の進展状況により、見積料金と異なる場合が生じた場合は、予め当社より委任者に連絡の上、調査料金の改正を行います。

第6条第1項(1)

調査着手前であれば、理由の如何に関わらず、その時点までの経費、手数料を解約手数料として、委任者は当社へ直ちに支払う事とします。

第6条第1項(2)

調査着手後である場合、理由の如何に関わらず本契約料金全額を委任者は、当社へ直ちに支払う事とします。調査中途の場合に限り成功報酬の支払は省くものとします。尚、調査の企画(調査会議による調査員の確保・日程の調整等)、事前の予備調査、調査行為(下調査)としての待機等は、労働力が発生しており、すべて調査着手後となりますのでご了承下さい。

第11条(3)

調査の報告内容の誤差、及び調査により本契約委任者、関係者と被調査対象、その他の者とのトラブルが生じた場合、当社は一切の損害賠償の責任を負いません。

・「重要事項説明書」(本件重要事項説明書)

第7条第1項(1)

調査着手前であれば、理由の如何に関わらず、その時点までの経費、手数料を解約手数料として、委任者は当社へ直ちに支払う事とします。

第7条第1項(2)

調査着手後である場合、理由の如何に関わらず本契約料金全額を委任者は、当社へ直ちに支払う事とします。調査中途の場合に限り成功報酬の支払は省くものとします。尚、調査の企画(調査会議による調査員の確保・日程の調整等)、事前の予備調査、調査行為(下調査)としての待機等は、労働力が発生しており、すべて調査着手後となりますのでご了承下さい。

以上